

平成31・32年度の競争入札等参加資格要件について

第1 資格の種類及び調達をする物品等

平成31年4月1日から平成33年3月31日までにおいて、社会福祉法人愛誠会が締結しようとする契約のうち、表1の左欄に掲げる種類の契約に係る競争入札等に参加する者に必要な資格は、当該右欄に定めるものとします。

表1

契 約 の 種 類	資 格 の 種 類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事
建築工事の請負契約	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事
管工事の請負契約	管工事
解体工事の請負契約	解体工事
塗装工事の請負契約	塗装工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査
測量の委託契約	測量
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造
物品の購入契約	物品の販売
電子計算機又は自動車の賃貸借	物品の賃貸借
物件（印刷物を除く。以下同じ。）の製造の請負契約	物件の製造
業務（上記委託契約を除く。）の委託契約	施設清掃、警備等
保険契約	自動車、建物、その他の保険

第2 資格要件

1 共通的資格要件

各資格の共通の要件は、（1）から（3）までのいずれにも該当すること。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）者でないこと。
- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- （3）税を滞納している者でないこと。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

（1）一般土木工事、建築工事、電気工事及び管工事

ア （ア）から（ウ）までのいずれにも該当すること。

- （ア）平成31年1月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の当該右欄に定める建設業に係るものに限る）を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
一般土木工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業又はしゅんせつ工事業、造園、舗装工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業又は鉄筋工事業
電気工事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管工事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業

(イ) 平成31年4月1日の1年7月前の日の直後の営業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以降に（ア）に規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項」という。）の結果通知を受けていること。

(ウ) 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、（ア）に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

(2) 解体工事

ア （ア）から（ウ）までのいずれにも該当すること。

(ア) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による解体工事業者の登録を受けていること。または、建設業法別表第一に掲げられる土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けていること。

(イ) 平成31年1月1日現在において引き続き1年以上その営業を営んでいること。

(ウ) 平成30年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

(3) 塗装工事

ア （ア）及び（イ）のいずれにも該当すること。

(ア) 平成31年1月1日現在において引き続き1年以上その営業を営んでいること。

(イ) 平成30年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

(4) 土木施設物の設計及び地質調査

ア （ア）から（ウ）までのいずれにも該当すること。

(ア) 平成31年1月1日現在において引き続き1年以上その営業を営んでいること。

(イ) 平成30年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

(ウ) 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(5) 建築物の設計

ア （ア）から（エ）までのいずれにも該当すること。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設

計を業とする者については、この限りでない。

- (イ) 平成31年1月1日現在において引き続き1年以上その営業を営んでいること。
- (ウ) 平成30年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
- (エ) 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(6) 測量

ア (ア) から (エ) までのいずれにも該当すること。

- (ア) 測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
- (イ) 平成31年1月1日現在において引き続き1年以上その営業を営んでいること。
- (ウ) 平成30年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
- (エ) 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(7) 印刷物の製造、物品の販売及び物品の賃貸借

平成31年1月1日現在において引き続き1年以上その営業を営んでいること。

(8) 物件の製造

ア (ア) 及び (イ) のいずれにも該当すること。

- (ア) 平成31年1月1日現在において引き続き2年以上その営業を営んでいること。
- (イ) 平成30年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

(9) 業務の委託

ア (ア) 及び (イ) のいずれにも該当すること。

- (ア) 平成31年1月1日現在において引き続き2年以上その営業を営んでいること。
- (イ) 平成30年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

第3 随時申請

全ての契約の種類及び共同企業体の資格審査の申請は、随時に受け付ける。

第4 建設工事等の競争入札等参加資格審査申請の提出書類について

建設工事及び設計等の競争入札等参加希望者は、次の書類により資格審査の申請をすること。

- (1) 様式1 建設工事等競争入札参加資格審査申請書(統一様式市町村用)
- (2) 様式2 経営事項審査結果通知書の写
- (3) 様式3 工事(事業)履歴書
- (4) 様式3の2 工事経歴書集計表(建設工事のみ)
- (5) 様式4 技術者名簿
- (6) 様式5 代表者身元証明書(個人企業のみ)
- (7) 様式6 商業登記簿謄本(法人のみ)
- (8) 様式7 許可・登録証明書
- (9) 様式8 建設業退職金共済組合等の加入・履歴証明書の写
- (10) 様式9又は 建設工事入札参加資格審査申請書付票又は
様式10 設計等入札資格審査申請書付票

- (11) その他
- ①納税証明書：平成29・30年度分の法人住民税、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、道税、国税(消費税及び地方消費税含む。)の該当するものすべて。
 - ②印鑑証明書
 - ③決算書(2期分)
- (証明書類は、写し可とする。)
- (12) 審査結果通知を送付する返信用封筒(82円切手を貼付のこと)

第5 物品購入等の競争入札等参加資格審査申請の提出書類について

競争入札等参加希望者は、次の書類により資格審査の申請をすること。

- (1) 物品購入等競争入札参加資格申請書(愛誠会様式01)
- (2) 希望する指定品目分類表(愛誠会様式02)
- (3) 使用印鑑届・代金受領方法(愛誠会様式03)
- (4) 物品納入等実績書(愛誠会様式04)
- (5) 商業登記簿謄本(法人)又は営業証明書(個人)
- (6) 代表者の身分証明書(個人)
- (7) 納税証明書
- (8) 営業の許認可、免許、登録等
- (9) 委任状(本社、本店以外)
- (10) 審査結果通知を送付する返信用封筒(82円切手を貼付のこと)
 - ※ 愛誠会様式01から04までは、愛誠会本部事務局総務課(契約担当)、愛誠会HPにて交付する。
 - ※ (5)、(6)については、平成30年10月1日以降に発行されたもの。
 - ※ (7)については、平成30年度賦課分で直近に交付されたもの。
 - ※ (5)～(8)は、写しで差し支えない。

第6 受付方法

持参又は郵送

第7 受付場所

社会福祉法人愛誠会 本部事務局総務課(契約担当) 勇払郡むかわ町穂別80番地10
(特別養護老人ホーム愛誠園 内)

第8 受付期間

平成31年1月15日(火)から3月15日(金)までとする。
ただし、郵送の場合は3月18日(月)必着。

第9 審査結果の通知方法

審査の結果は、書面で通知する。(申請の際に82円切手を貼付した返信用封筒を提出のこと)

第10 資格の有効期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、経常建設共同企業体の有効期間は、原則届出年度の3月31日までとし、1年度を越えてはならないものとする。

第11 資格の喪失

競争入札参加資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該参加資格を失う。

- (1) 地方自治法施行令167条の4に規定する欠格要件に該当することとなったとき。
- (2) 当該参加資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許可、免許、登録等の取り消しがあったとき。

第12 その他

予定価格に応ずる等級区分等については、北海道からの指導により、北海道の基準に準じた取り扱いとすることと定められておりますので、北海道が行った格付けに従い格付けするものとする。

注：平成31年4月30日の翌日以降については新元号に読み替え願います。